

## 12 水産基盤整備等の促進について

【農林水産省、国土交通省】

### 【提案・要望】

1. 水産改革に即した水産業の成長産業化に向け、水産基盤整備等を着実に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること
  - (1) 本県水産業の国内消費及び輸出促進に向けた、流通機能を担う施設（仲卸販売施設・加工用水施設）整備の補助対象拡大など、漁港等の一貫した生産・流通機能強化の推進
  - (2) 大規模自然災害や施設の長寿命化への適切な対策と「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に係る臨時・特別の措置」の推進
  - (3) 水産資源の回復対策のために沿岸の水産環境整備や沖合の国直轄による漁場整備の推進
2. 農山漁村地域整備交付金事業について、「臨時・特別の措置」も含め、予算の安定的な確保

### 【本県の現状・課題等】

- 1.(1) 水産物の品質確保に向けた衛生管理対策や生産拠点における新たな養殖の展開のため更なる事業促進が必要である。また、集出荷機能強化に向けて、仲卸販売施設の整備や加工業者が組織する団体の加工用水施設の整備の補助対象拡大が必要である。
- (2) 近年の台風の大型化等自然災害により、漁船や水産関係施設及び背後集落への被害が懸念される。また、老朽化により施設利用にも支障をきたしており緊急な対策が必要である。
- (3) 海水温上昇や食害生物等の影響による藻場の衰退や沖合の水産資源の減少など生産力の低下が懸念される。
2. 農山漁村地域整備交付金については、臨時・特別の措置もあるものの、整備期間が長期化するなど完成時期の遅れが懸念されるため、長期・安定的な予算確保が課題

#### (本県の取組)

- 1.(1) 長崎漁港や調川港における魚市場等において、高度衛生管理に対応した荷捌き所と岸壁の一体的な整備を進めている。また、尾崎漁港での養殖体制の強化や新たな養殖適地の拡大を図っている。
- (2) 防災機能の強化のための施設整備や機能保全計画に基づいた長寿命化対策を進めている。
- (3) 本県の藻場回復ビジョンに基づき、着定基質等のハード整備と一体となった保全活動の取組を進めている。また、沖合資源の早期回復を図るため直轄漁場の整備が進められている。
2. 限られた予算の中で、臨時・特別の措置も活用しつつ、可能な限り優先度や緊急性の高い事業に絞込みを行い、施設整備を進めている。

### 1(1) 長崎漁港の現状と輸出金額目標と推移



高度衛生化整備 (H23～H35予定)

周囲に壁がない開放的な構造であり、車両の進入により、異物混入の恐れ

### 中国向け鮮魚輸出実績



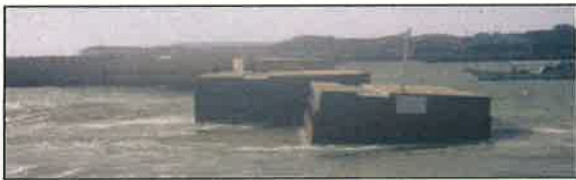
長崎漁港における輸出金額の目標と推移

### 1(1) 尾崎漁港のマグロ養殖体制の強化



### 1(2) 防波堤の被災状況、老朽化施設の状況

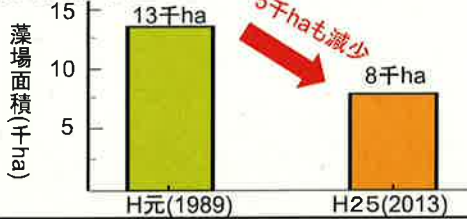
台風によりH28とH30と被災し、島民の生活や漁業活動に影響を与えた。(小値賀漁港)



フェリー用可動橋が腐食し、早急な塗装塗替が必要。(小値賀漁港)

### 1(3) 藻場の衰退

県内藻場の衰退

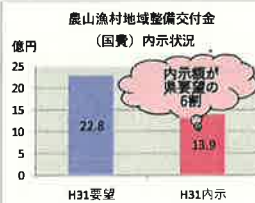


### 1(3) 直轄漁場の整備

国直轄による湧昇流を発生させるマウンド礁



### 2 農山漁村地域整備交付金による整備



台風による越波で家屋被害(為石漁港海岸)



### 【提案・要望実現の効果】

水産改革に即した水産業の成長産業化に向け、水産業の競争力強化や水産資源の回復等による漁業所得の向上及び就業者の確保

(項目1)

- (1) 陸揚から流通まで一貫した高度衛生管理対策の推進により、付加価値の向上と魚価の安定が実現し、水産業の競争力強化や輸出促進が図られる。また、新たな養殖業の展開による規模拡大や生産性の向上が図られる。
- (2) 大規模自然災害に備えた防災・減災対策及び老朽化した漁港施設等の維持・保全の計画的な実施により、漁業地域の強靱化が図られる。
- (3) 幼稚魚の育成に重要な藻場の再生や国直轄漁場整備の促進により、水産資源の回復が図られる。

(項目2)

予算の安定的な確保により、立ち遅れていた施設整備が計画的に進み、県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしや漁業活動の確保が図られる。

# 13 農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

離島・半島地域が多く営農条件が厳しい本県において、担い手を確保し、農業所得の向上を図るために、以下の措置を講じること

- 1 農地の基盤整備や農村の防災減災対策、農道整備事業を計画的に推進するために必要な農業農村整備（補助、農山漁村地域整備交付金含む）関係予算を十分な当初予算として確保・充実すること
- 2 地域の農業の収益性向上や生産基盤の強化を図るために必要な生産施設や機械整備に対する生産基盤施設整備関連事業の予算を確保すること

## 【本県の現状・課題等】

本県の農業産出額は1,632億円と過去10年間で21%増加しており、全国で唯一、8年連続で増加しているが、主要品目の生産量、栽培戸数の減少傾向や他県と比べて農業所得が低いことなどが課題であり、今後、生産基盤のさらなる整備促進による農業経営の体質強化を最重要課題として取り組んでいる。

### 1 農業農村整備事業

意欲ある担い手は、基盤整備の完了を見据えて各種設備投資を準備していることから、営農規模拡大の早期実現に向け、十分な当初予算の確保が必要である。

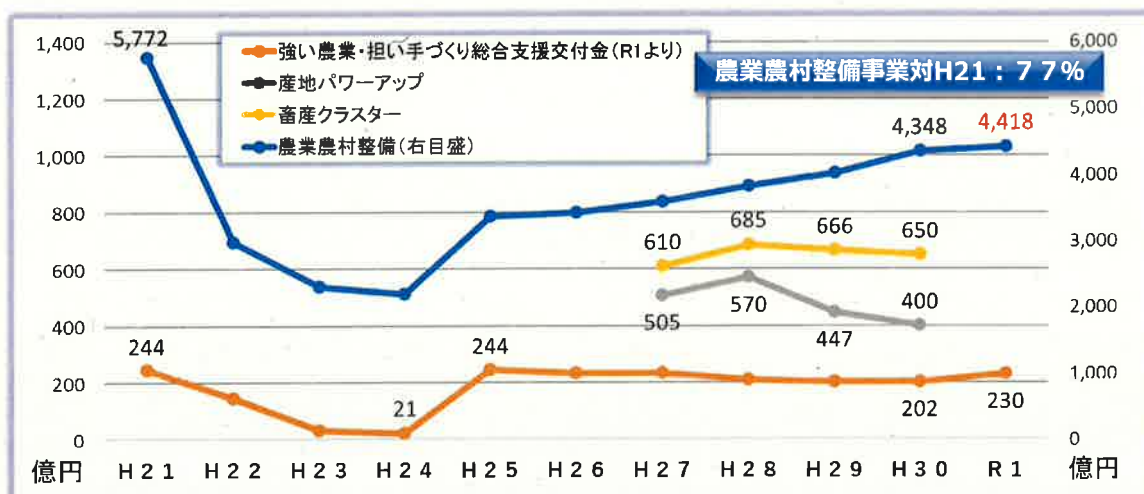
令和元年度の農業農村整備事業関係実質予算は、当初予算に加え、平成30年度補正と防災減災・国土強靱化のための臨時・特別の措置を合わせると、平成30年度の実質予算と比べて大幅に増額されているが、当初予算のみでは、大幅削減前の平成21年度予算と比べ8割にも満たない水準であり、計画的な事業推進に支障がある。

### 2 生産基盤施設整備

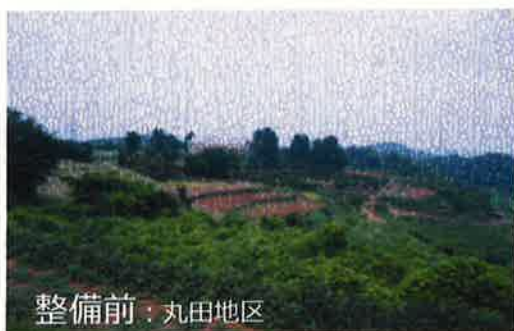
(強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業)

農業所得向上のために、生産（規模拡大、多収化等）、担い手、農地集積、販売に関する取組目標等を記載した産地計画を園芸で251計画、畜産クラスターで23計画策定し、その達成に向けて取り組んでおり、今後も継続的な支援が必要である。

## < 農業生産基盤整備関連事業の政府予算推移 >



## < 農業農村整備事業の効果事例 >

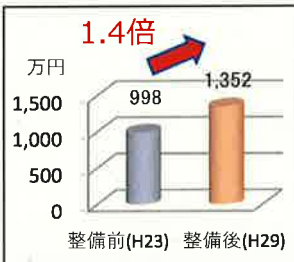


平成30年度農業農村整備優良地区コンクール 農林水産大臣賞受賞

### 丸田地区（西海市）

- 耕作放棄地を解消し優良農地を再生  
**10ha解消**（地区全体面積29ha）
- 生産された農産物を地域ブランド化  
西海赤土「**西の恵**」
- 農業所得の増加（地区外含む）  
**1.4倍に増加**（998万円/人→1,352万円/人）

【担い手1人当たり農業所得】



### 八斗木地区（雲仙市）

- 担い手1人当たり経営面積  
**1.4倍に増加**（2.5ha/人→3.5ha/人）
- 農業所得の増加（地区外含む）  
**3.4倍に増加**（459万円/人→1,583万円/人）
- 小学校児童数の増加（八斗木小学校）  
対H25年：**152%**（R3年）

【八斗木地区の小学校児童数推移】



## < 生産基盤施設整備の効果事例 >

### ●ばれいしょ選果場（諫早市）



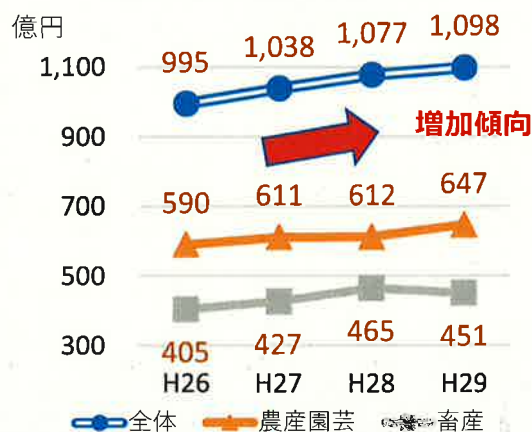
### ●畜産クラスターの取組（平戸市）



### ○産地計画の販売額の伸び率

**110%に増**  
（H26:995億円→H29:1,098億円）

【産地計画販売額の推移】



## 14 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

西九州自動車道に関して、以下により整備促進を図ること

- (1) 松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の整備予算の確保と早期完成を図ること
- (2) 佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化の整備促進を図ること  
また、佐世保大塔IC～武雄南IC間の4車線化の早期着手を図ること

### 【本県の現状・課題等】

本土最西端であり、九州の主要都市や本州からのアクセス性に劣り、また災害時の代替路がない当該地域においては、所要時間の短縮、定時性の確保が急務となっている。現在、西九州自動車道の整備・延伸が、沿線地域への企業誘致を強く後押しし、また観光客も着実に増加するなど、地域活性化の効果が確実に現れている。

しかしながら、依然として、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要がある。

さらに、佐々IC～武雄南IC間は暫定2車線で供用されているが、佐々IC～佐世保大塔IC間では1日当たり約2～3万台が通行し非常に混雑しており、事故も多発していることから、安全性の確保が急務となっている。

#### (本県の取組)

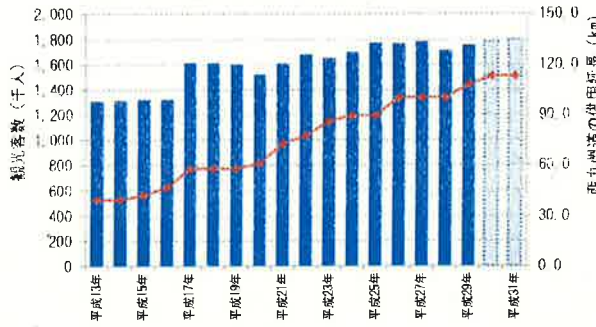
本県では、松浦佐々道路の一日も早い完成を目指し、関係市町と協力して、平成28年より、用地の早期取得を支援するための西九州自動車道推進室を設置するなど、国への協力を積極的に行っている。

また、県の産業振興計画を定めた「ながさき産業振興プラン」に基づき、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化を図るため、企業ニーズに対応した支援制度や円滑に事業展開できる環境を整備し、地域の特性を生かせる企業の誘致を推進している。

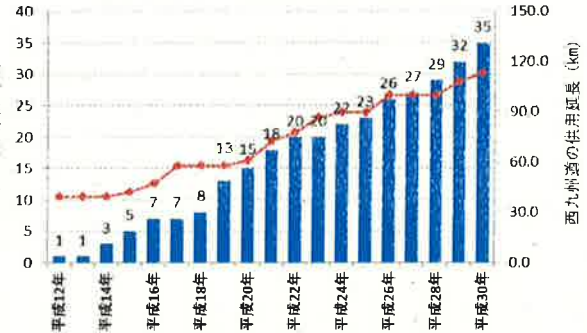
さらに沿線地域には、昨年6月に世界遺産登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産が位置しており、構成資産の保全を図るとともに、有効な観光資源として活用するために、県では関係機関と連携を進めている。

暫定2車線の4車線化については、昨年3月に西日本高速道路株式会社から、佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化事業への着手が発表され、昨年度より4車線化に向けた調査が行われているところであり、県としても円滑な工事着手に向けた地元調整を行っているところである。

【平戸市の観光客数（日帰り、宿泊計）】



【沿線地域の企業立地数（累計）】



【提案・要望実現の効果】

西九州自動車道の整備・延伸に伴い、福岡県をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮及び定時性の確保により、九州西北部の地域間の連携強化や交流促進が図られ、観光の振興や企業立地の促進、物流の効率化が促される。併せて、救急医療体制の強化や緊急時の迅速な避難・救急活動が可能となる。

また、佐世保市など県北地域では整備された企業団地への企業立地や工場の拡張整備などが活発化しており、これは地域間の時間短縮や定時性の確保が理由の一因だと考えられる。今後も企業団地の整備が計画されており、西九州自動車道の整備とともに、将来の産業振興や地域活性化に大きく寄与することが期待される。

## 15 地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

- 1 地域高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
  - (1) 島原道路
    - ・森山拡幅の早期完成
    - ・有明～瑞穂の新規事業化
    - ・出平有明バイパス、瑞穂吾妻バイパス、鷺崎～栗面工区の整備促進
  - (2) 西彼杵道路
    - ・時津工区の整備促進
  - (3) 一般国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の新規事業化へ向けた計画段階評価手続きへの着手  
(有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)
  - (4) 有明海沿岸道路（鹿島～諫早）の計画の明確化
  - (5) 島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査・検討の再開
- 2 国道の整備予算を確保し、その促進を図ること
  - ・一般国道34号大村拡幅、大村諫早拡幅、新日見トンネル、一般国道205号針尾バイパス等の整備促進
- 3 長崎市中心部における交通結節の検討に対し支援を行うこと
- 4 県道・街路の整備予算を確保し、その促進を図ること

### 【本県の現状・課題等】

島原・西彼杵半島などの半島地域は、高速交通体系から取り残されており、救急医療体制の強化や災害時の代替路の確保が必要となっている。また、都市間を結ぶ幹線道路等においては慢性的な渋滞に悩まされ、佐世保市と東彼杵町を結ぶ国道205号においても、朝夕の通勤時間帯に渋滞が発生しており、早急な対応が求められている。

一方、長崎市中心部では、新幹線開業時の長崎駅周辺や大型クルーズ船が着岸する松が枝周辺において、交通結節の面で高度な知見を有する国の支援を必要としている。

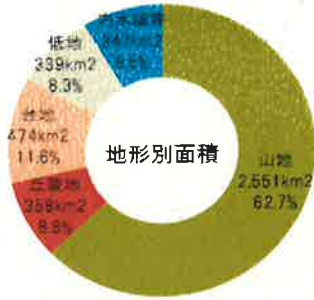
さらに、本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が一般的に立ち遅れている。このため、都市内幹線道路、離島・半島道路等について、交通渋滞の解消・緩和や走行性の向上を図る必要がある。

#### （本県の取組）

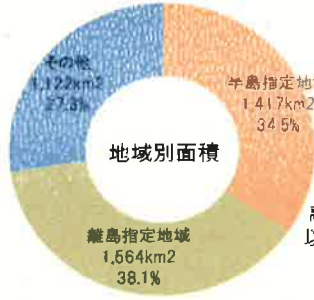
国と長崎県では、高速交通体系から取り残されている半島地域を中心に、地域高規格道路2路線（6工区）の整備を促進している。今年度は、県が整備を進めてきた地域高規格道路「島原道路」諫早インター工区が完成予定であり、時間短縮や定時性の向上などの効果により、島原半島の地域活性化や利便性向上が期待される。

また、東彼杵道路においては、本県が目指しているIRの誘致にあたり、その候補地であるハウステンボスと長崎空港間のアクセスの強化が課題であることから、新規事業化に向けて、早期に計画段階評価の手続きに着手してもらえよう、整備の必要性や効果に関して検討を進めている。

【長崎県の地形別面積】

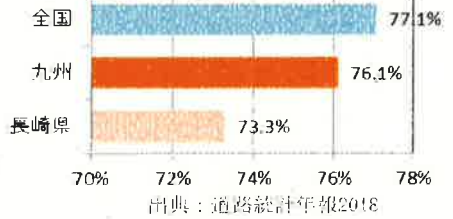


【長崎県の地域別面積】

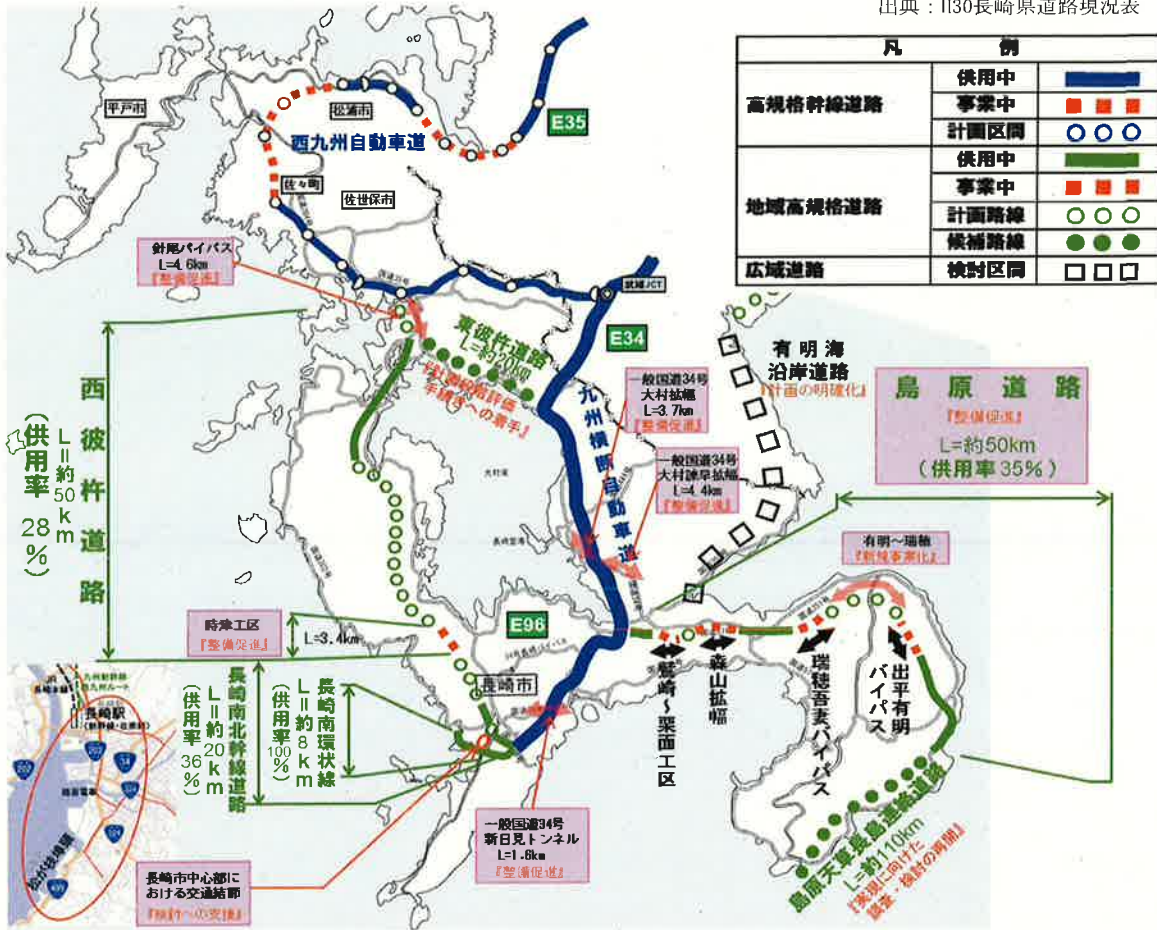
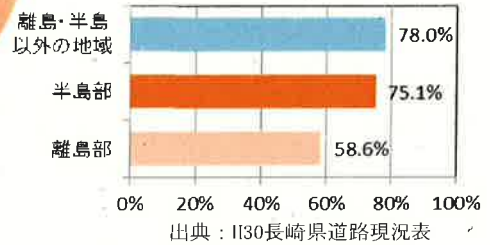


出典：総務省統計局

【全国・九州・長崎県の改良率】



【長崎県の地域別改良率】



凡 例		
高規格幹線道路	供用中	■
	事業中	■
	計画区間	○
地域高規格道路	供用中	■
	事業中	■
	計画路線	○
広域道路	候補路線	●
	検討区間	□

【提案・要望実現の効果】

幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与する。



## 16 長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

クルーズ船の受入拠点である長崎港の能力をさらに高めるため、松が枝岸壁2バース目の新規事業化を図ること

### 【本県の現状・課題等】

長崎港は、立体的で美しいまちなかに直接クルーズ船が接岸できるなど、まち全体で上質なおもてなしが可能な港であり、1958年のカロニア号初入港以来、60年にわたり2000隻を超えるクルーズ船が寄港しており、世界のクルーズ船社からも高い評価を得ている。

近年のアジア地域におけるクルーズ市場の拡大に伴い、一衣帯水的位置にある長崎港へのクルーズ船の寄港も急増し、平成29年には267隻が寄港し、約80万人の訪日客が訪れ、クルーズ船寄港による地域経済の活性化は「交流で賑わう長崎県」の実現に大きく寄与している。

更なる受入拡大に向け、出島岸壁などの既存施設の有効活用に取り組んでいるが、年間約600隻の入港申し込みに対し、予約受付が半数程度にとどまっており、クルーズ船受入港としてポテンシャルの高い長崎港の受入環境を強化することは、「訪日外国人の増加」の達成に必要となる施策であると考えられる。

今後とも東アジアを中心に拡大が見込まれるクルーズ需要効果を国内に取り込むことが可能となる松が枝埠頭での2バース連続岸壁は、単なる埠頭の整備にとどまらず、埠頭背後周辺における再開発のきっかけとなることから、地方創生の拠点として地域振興に必要不可欠な事業である。

#### (本県の取組)

長崎港は、全国で初めての10万総トン級クルーズ船専用岸壁や、国内最大級となる入国審査20ブースを持つ旅客ターミナルの整備など、これまでも日本におけるクルーズ船の拠点港として機能強化に取り組んできた。

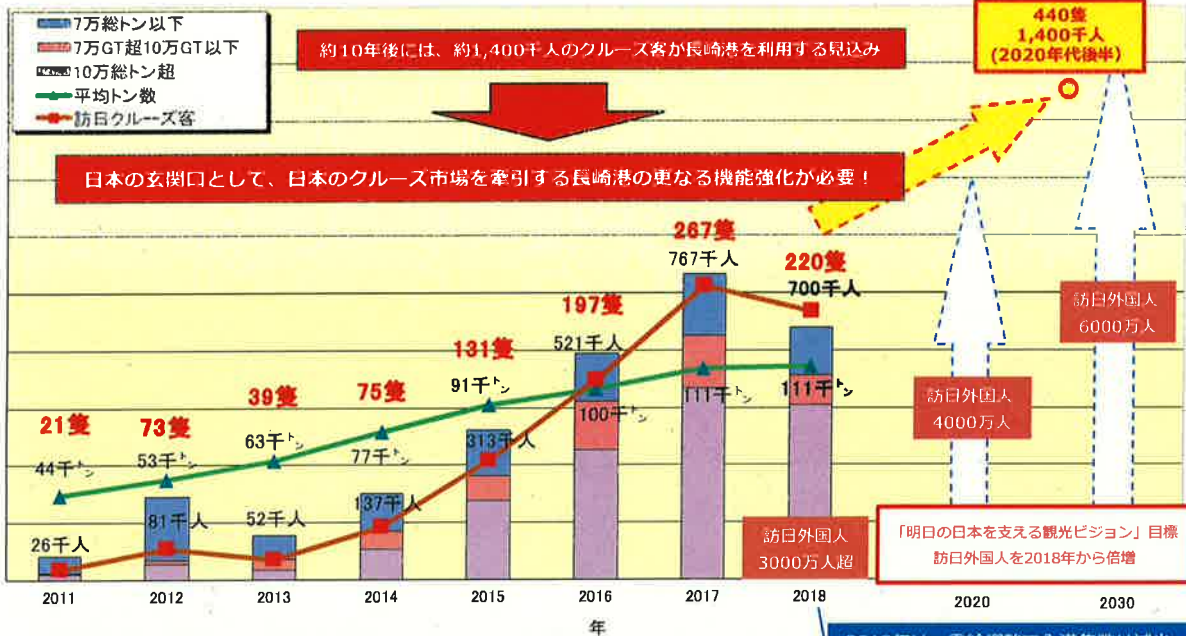
既存岸壁の延伸改良など、国に大型クルーズ船の受入対策に取り組んでいただくなどして、既存岸壁の有効活用を進めており、クルーズ船の寄港増に伴う港内航行の安全性確保のためのルールを策定するなどソフト面での受入れ環境の充実も図っている。

また、本年度国において実施していただく事業化検証調査とあわせて、必要な調査を行う予定。

【長崎港】 クルーズ船が接岸する松が枝埠頭は、まちなかに近く、周辺には世界遺産など観光資源に恵まれている



### 【長崎港のクルーズ船入港推移】



### 【松が枝国際観光船埠頭の2バース化】



### 【長崎港の入港予約申込み】

	H29	H30	R1 (H31)	摘要
○入港予約申込み隻数	568	662	700	H31.4.11現在
○予約受付隻数	320 (267)	348 (220)	372	( ) は入港隻数
○ハードの制約で受入できない隻数	172	256	233	
出島岸壁で対応可能	94	126	67	7万総トン以下
松が枝2バース化により受付ることができる隻数	78	129	166	
○将来的にも受付不可隻数	76	59	95	バース不足 イベント等

予約受付は  
約半数に留まる

### 【提案・要望実現の効果】

高いポテンシャルを有する長崎港において、今後も拡大が見込まれるアジアクルーズはもちろんのこと、ワールド、日本の各クルーズの均衡ある受け入れを可能とする連続岸壁の整備（2バース化）は、日本のクルーズ船受入のリーディングポートとして、国が目指す「訪日外国人6000万人」の取り組みにも大いに貢献するものと確信している。

また、2バース化は、背後に集積する世界遺産と調和した都市空間の形成など、周辺地域の再開発にもつながり、海の玄関口の整備にとどまらず、地方創生の拠点として地域の振興に大きく寄与することが期待される。

## 17 地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

離島・半島を多く有する本県においては、人流・物流の拠点となる港湾の整備促進が、地方創生の拠点として地域の活性化や産業振興につながることから、港湾予算の総枠を確保し整備を促進すること

- (1) 訪日外国人の増加につながる厳原港の旅客ターミナル再編事業の促進
- (2) 新たな雇用を創出する肥前大島港の貨物埠頭再編事業の促進

### 【本県の現状・課題等】

本土の最西端に位置し、離島・半島を多く有する本県においては、人口減少と県民所得の低迷が大きな課題となっており、活力ある地域を創出するためには、地域の基幹産業と連携し、雇用と経済を支える港湾の整備促進が非常に重要である。

#### <厳原港>

厳原港は、韓国との間に離島で唯一の国際定期航路を有し、年間約41万人の韓国人観光客が対馬を訪れている。現在、混在している国内・国際ターミナルの再編を進めているが、完成後には訪日観光客の大幅な増加が見込まれ、国が目指している新たな観光ビジョンにも寄与するものと考えている

#### <肥前大島港>

肥前大島港は、地域の基幹産業となっている造船業が盛んに操業されており、この支援のため、県と市が連携し、物流ターミナルの再編と新たな土地造成を進めている。国際競争力の更なる強化を進めるとともに、500人の新たな雇用の創出が見込まれるなど、港湾の整備が地域の活力の下支えとなっている。

### 【提案・要望実現の効果】

港湾の整備を促進することにより、人流や物流機能の強化が図られ、地域の観光や産業の振興を図ることが可能となり、「交流でにぎわう長崎県」「安心快適な暮らし広がる長崎県」「力強い産業を創造する長崎県」の実現はもとより、国が進められている「生産性向上による成長力の強化」及び「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に多いに貢献することができる。

いづはらこう  
**【厳原港】 ～しまの玄関口 交流拠点の再編～**

令和2年度 国内ターミナルビル完成、暫定シフト予定



平成30年41万人の訪日客  
 ・入国者数8.7倍増(H23比)  
 ・平成30年11月より6社体制

**【釜山からの観光客】**



ひぜんおおしまこう  
**【肥前大島港】**

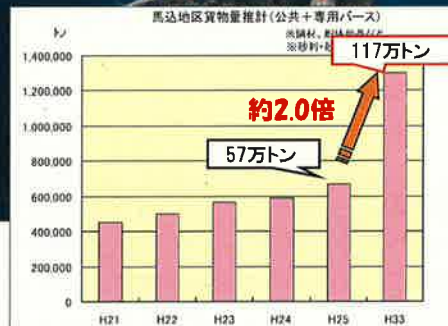
～地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備～

令和2年度 岸壁、用地造成の完成目標



鋼材等ふ頭 (H27~R2)  
 岸壁(-7.5m) 130m×1B  
 岸壁(-4.5m) 80m×1B  
 道路 420m 等

用地造成  
 (西海市)  
 12.3ha



約500人の新規雇用！

## 18 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

- 1 本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダム建設事業の促進を図ること。
- 2 川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のため、石木ダム建設事業に必要な予算の確保を図ること。

### 【本県の現状・課題等】

今後も、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化が懸念されることを踏まえ、県民の安全・安心な生活を守るために、本明川ダム建設事業の促進及び石木ダム建設事業に必要な予算の確保を望むものである。

#### <本明川ダム建設事業>

本明川流域は、昭和32年の諫早大水害を始め、過去に何度も大雨による浸水被害に見舞われており、河川沿いには住家が密集し、川幅を拡幅することが困難なため、河道掘削・築堤などの河川改修と併せてダムによる総合的な洪水対策が必要である。

このため、洪水対策や適正な河川流量確保の両面に大きな効果を持つ本明川ダムの建設が必要であり、平成6年度に事業着手し、現在、用地補償や付替道路工事などが行われ、県としても、平成30、31年度に用地特別会計予算を確保し、事業用地の先行取得を行い、本体着工に向けて強く協力しているところであり、国においても着実な事業進捗のために今後も継続的な予算確保をお願いしたい。

#### <石木ダム建設事業>

川棚川の流域は多くの家屋が密集し、戦後幾度も浸水被害が発生しており、安全確保のためには、河道改修とダム建設を組み合わせた総合的な治水対策が必要である。また、佐世保市は、安定して取水できる水源が不足しており、度々渇水の危機に瀕している。こうしたことから、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには、石木ダムは必要不可欠である。

昭和50年度の着手以降、説明を重ね、既に約8割の地権者からは事業に協力いただいているが、残りの地権者からは協力が得られなかったことから、現在は、土地収用法に基づく手続きと取得済みの用地において付替県道工事を進めている。

また、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域の指定」が平成31年3月になされたことから、引き続き「水源地域整備計画」の策定に向け取り組んでいく。

なお、事業をめぐる、事業認定取消訴訟（国）と、工事続行差止訴訟（県・佐世保市）が係争中であるが、今後とも、県として適切に対応してまいりたい。

## 本明川ダム建設事業

### ●本明川ダム完成イメージ



### ●諫早大水害（S32.7.25）の被害

#### ○人的被害

死者 494名 行方不明者 45名

#### ○家屋被害

床上浸水 2,734戸 床下浸水 675戸

※諫早市では日雨量588mmを観測



## 石木ダム建設事業

### ●石木ダム完成イメージ



### ●川棚町の主な洪水被害

昭和23年9月	床上浸水	800戸	床下浸水	1,200戸
昭和31年8月	床上浸水	251戸	床下浸水	550戸
昭和42年7月	床上浸水	15戸	床下浸水	113戸
平成2年7月	床上浸水	97戸	床下浸水	287戸

### ●佐世保市の主な渇水（S50以降）

#### ○断水を含む給水制限

【2回】

昭和53年、平成6～7年：**日本一厳しい制限給水**

#### ○減圧給水制限

【2回】

平成17年、平成19～20年：160日間

#### ○給水制限実施直前の降雨で回避

【5回】

#### ○対策本部設置など警戒態勢移行

【11回】

### ●現場の進捗状況（H31.1月撮影）



### 【提案・要望実現の効果】

#### （本明川ダム）

本明川ダムの完成により、諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となる。

#### （石木ダム）

石木ダムの完成により、川棚町の中心市街地を洪水から防御し沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるとともに、佐世保市に安定的な水道用水を供給することが可能となる。

## 19 雲仙復興事務所による砂防施設の「防災・減災」機能の継続及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

### 【提案・要望】

- 1 雲仙復興事務所による雲仙普賢岳山麓から発生する土石流及び山頂溶岩ドーム崩落に対する砂防施設の適切な「防災・減災」機能の継続を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <雲仙復興事務所について>

平成5年の直轄化以来、火山砂防事業の進捗を要望してきた結果、施設整備はほぼ完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しているものの、山麓には1億7千万立方メートルの火山堆積物が存在するため、今後も土石流が発生する可能性は高く、発生した場合、警戒区域内においては、溶岩ドーム崩落に対する安全対策を行いつつ、無人化による砂防施設の修繕や大量の土石除去が必要となってくる。

また、山頂には約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在し、地震等により崩落が発生した場合、砂防施設等への被害も想定される。

これらに対応するには、高度な知見・技術力・即応力が必要であり、今後も雲仙復興事務所による雲仙普賢岳山麓から発生する土石流及び山頂溶岩ドーム崩落に対する砂防施設の適切な「防災・減災」機能の継続を図る必要がある。

#### <九州大学地震火山観測研究センターについて>

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

地域住民の平成28年4月の熊本地震により不安定な溶岩ドーム崩落の危険性に対する不安は増しており、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を関係機関が連携して、監視・観測・研究していく体制が必要不可欠である。

#### (本県の取組)

火山堆積物による土石流対策や溶岩ドーム崩落対策には、今後とも国の高度な知見と技術力が必要であるため、島原半島3市で構成する「雲仙・普賢岳火山砂防促進期成同盟会」等の活動を積極的に後押しを行っている。

また、「雲仙岳火山防災協議会」において、関係機関が雲仙岳において想定される火山現象に応じたハザードマップや避難施設等の設置などの警戒避難体制の整備を行っている。



**③警戒区域であることから設置後の砂防施設の無人化での修繕や土砂除去が今後も必要!**

**【提案・要望実現の効果】**

(項目1)

火山堆積物による土石流対策や溶岩ドーム崩落対策には、高度な知見・技術力、即応力を有する雲仙復興事務所による対応を島原半島3市民は強く望んでおり、その結果、地域の安全度向上により、人口の増加や農作物の生産高増が見込める。

(項目2)

九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関として重要な役割を担っており、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要な機関である。「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。



## 20 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

【外務省、防衛省】

### 【提案・要望】

- 1 「新返還6項目」等、佐世保港のすみ分けの早期実現
  - (1) 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
  - (2) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）の返還
  - (3) 立神港区第1号～第5号岸壁の返還（未返還部分）
  - (4) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）
- 2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進
- 3 残る水陸機動連隊等の長崎県内への配備及び防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大

### 【本県の現状・課題等】

- 1 「新返還6項目」等、佐世保港のすみ分けの早期実現
  - ・佐世保市には多くの米軍、自衛隊の施設が所在し、特に佐世保港においては、これら防衛施設と民間企業等の施設が混在しており、また、佐世保港区内における水域の80%以上が立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されている。このことから、商港機能や港湾整備等、佐世保港の発展の大きな障害となっているとともに、市民生活にも様々な影響を与えている。そのため、昭和46年から「返還6項目」として米軍提供施設の返還要望が行われ、平成10年に「新返還6項目」が決議された。
  - ・前畑弾薬庫の移転・返還は、平成23年1月17日の日米合同委員会で、移設先である針尾島弾薬集積所に代替施設が建設されること等を条件として返還合意がなされたが、未だ具体に至っていない。
  - ・そのような状況において、佐世保市では、弾薬庫の移転・返還をより強力に推し進めるため、市民の早期返還に向けた切実な思いや機運の高まりを具現化する形で、「前畑弾薬庫跡地利用構想」を平成30年3月に策定しており、その実現のためにも一日も早い返還が求められる。



## 2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進

- ・崎辺西地区については水陸機動団崎辺分屯地における具体的な運用計画が明らかにされていない。崎辺東地区については、岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用について、速やかに関係者と調整の上、施設整備事業を推進する必要がある。
- ・現在、崎辺地区へ通じる既存道路（市道）は狭隘であり、かつ人口密集地であるとともに既存の海上自衛隊施設に加え、平成31年3月から陸上自衛隊崎辺分屯地が所在しており、朝夕の通勤時には渋滞が発生している。
- ・今後、自衛隊による崎辺地区の利活用が進む中で、自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、また、地域の交通環境を抜本的に改善するためにも、平成29年度に事業採択された前畑崎辺道路（市道）の早期供用開始に向け、国による予算の重点配分が必要である。



## 3 残る水陸機動連隊等の長崎県内への配備及び防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大

- ・平成30年3月に水陸機動団2個連隊が相浦駐屯地に新編されたことによる隊員増加や関連施設の整備等、自衛隊が所在することによる人口増加及び経済活性化の期待は大きいですが、残る1個連隊の配備が示されていない。
- ・また、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱では、防衛力がその真価を発揮する要素として、地元経済への寄与に配慮するという「地域コミュニティとの連携」が打ち出されている。

### 【提案・要望実現の効果】

（「新返還6項目」等、佐世保港のすみ分けの早期実現）

- ・前畑弾薬庫の移転・返還等、佐世保港のすみ分けが実現することで、米海軍、海上自衛隊、民間企業及び公共施設のそれぞれが、より機能的に活動できるようになり、地域経済や市民活動等、佐世保市の発展に寄与する。

（前畑崎辺道路の整備促進）

- ・崎辺地区における自衛隊施設の運用の円滑化と、地域住民の交通環境の改善を図る。

（水陸機動団の新編、地元企業への優先発注等）

- ・自衛隊による崎辺地区の利活用の推進や水陸機動団の新編等により、定住人口の増加、施設整備等の地元企業への優先発注や受注機会の拡大が見込まれる。

## 21 自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持・確保について

【防衛省】

### 【提案・要望】

日本一の有人離島を有する本県においては、離島住民の医療体制の確保や救急患者の本土への搬送時間の短縮を図る必要があり、特に夜間等においては、海上自衛隊のヘリコプターによる急患搬送の維持・継続が必要なことから、以下の措置を講じること

- (1) 海上自衛隊第22航空群による離島からの急患搬送体制維持のためUH60Jの代替機又は後継機を配備すること
- (2) 上記代替機等が配備されるまでの間、自衛隊内部の統合運用による離島からの急患搬送の代替機能を確保すること

### 【本県の現状・課題等】

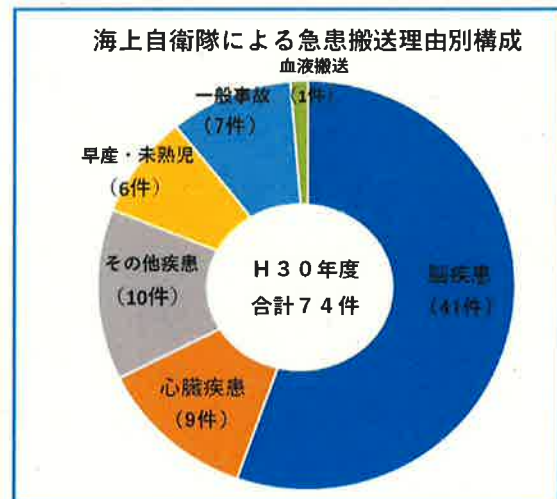
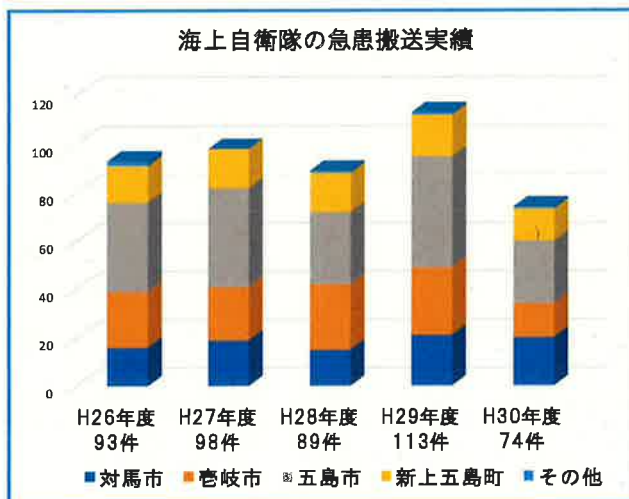
多くの有人離島を有する長崎県においては、島内の医療機関で対応できない救急患者の救命率の向上を図るため、高度な医療技術が提供可能な本土医療機関への搬送体制を確保するとともに、搬送時間の短縮を図る必要がある。

このため、離島から本土医療機関への救急患者の搬送について、緊急かつ代替手段がない場合の対応として、昭和32年に、海上自衛隊（大村航空隊）、国立病院機構長崎医療センター、大村消防署の協力を得て搬送システムを整備している。

自衛隊による離島からの急患搬送は、自衛隊法第83条に基づく知事からの災害派遣要請により実施されるものであり、昭和33年1月に第1回目を実施されて以降、昭和42年3月大村航空隊（現第22航空群）にヘリコプターの配備により増加し、平成30年度末には5,040回を数え、多くの県民の生命を救っていただいている。

しかしながら、本県で夜間等の離島からの急患搬送を実施いただいている、海上自衛隊第22航空群において急患搬送に運用する救難機UH60Jは、老朽化に伴い早ければ今後数年で除籍される可能性があり、後継機の導入は不明であると同っている。

第22航空群としては、SH60K・Jによる代替運用で対応する計画であるが、当該機は哨戒機であり、護衛艦に搭載して外洋での警戒任務に就くことから、急患搬送のための優先度は低く『急患搬送の要請に応じられない状況』が発生する可能性があり、このことは、県民の生命にかかわる重要な問題である。





**【提案・要望実現の効果】**

夜間等の離島から本土への救急患者搬送任務を担ってきた第22航空群への後継機・代替機の確保により、これまでの体制が維持されるとともに、第22航空群への後継機・代替機配備までの間の自衛隊内部の統合運用による、絶え間ない離島から本土への救急患者搬送の実施により、多くの離島住民の生命救助に繋がる。

## 22 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、原子力規制委員会】

### 【提案・要望】

原子力発電施設及び原子力艦の災害対策のため、国が責任を持って取り組むとともに、地方自治体へ支援を行うこと

#### 1 原子力発電施設の災害対策

- (1) UPZ圏内の円滑な避難には、避難道路の整備や岸壁等施設整備が必要であり、原子力防災独自の新たな支援制度の創設や「原子力災害時避難円滑化モデル実証事業」における、ハード事業への対象拡充を行うこと
- (2) 原子力災害対策事業費補助金の継続を行うこと
- (3) 避難計画に自衛隊等の実動組織の支援内容を明記できるよう協力すること
- (4) 原子力発電所の安全対策の充実を図ること
- (5) 農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

#### 2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- (2) 西海市にモニタリングポストを設置すること

### 【本県の現状・課題等】

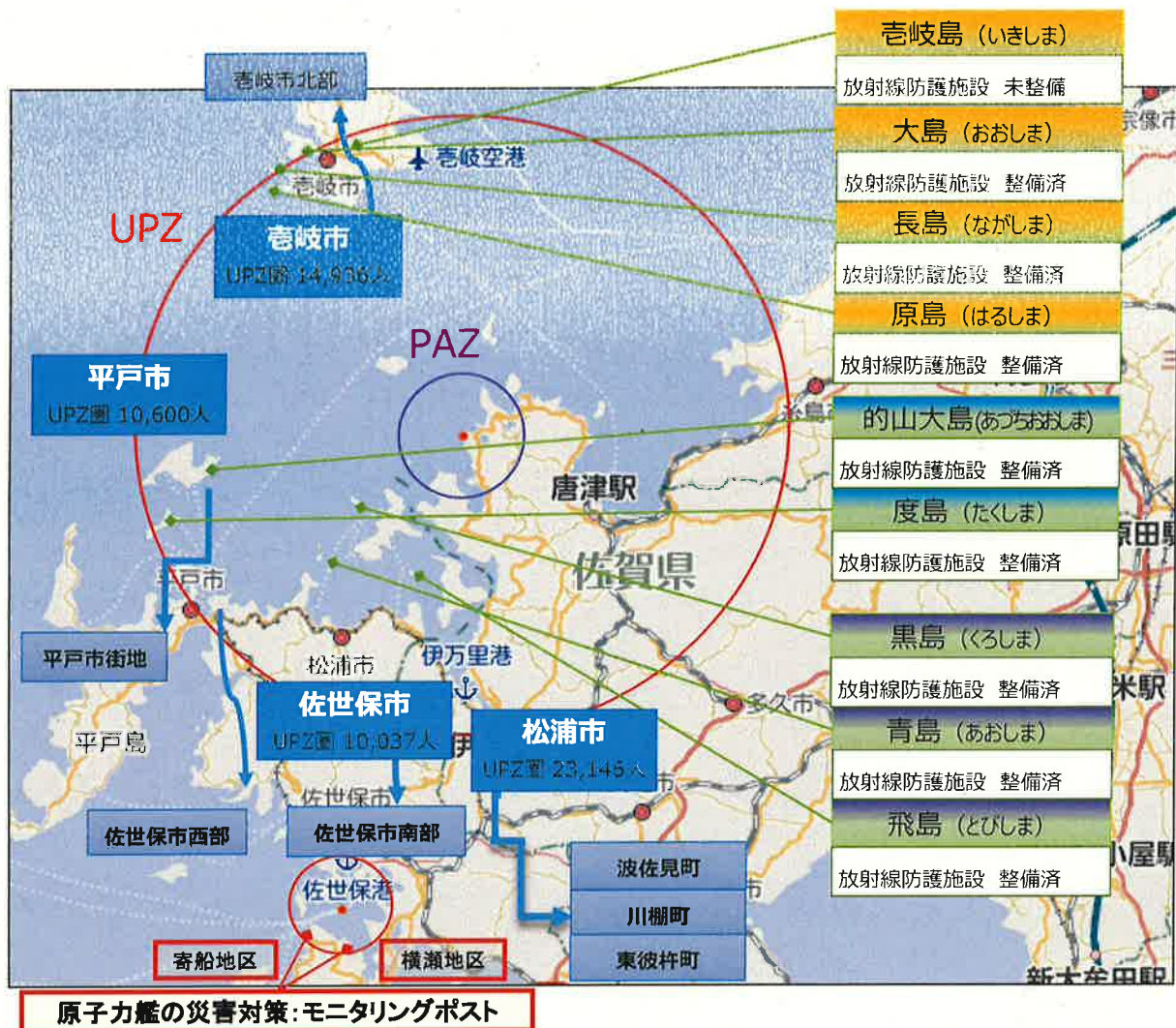
#### 1 原子力発電施設の災害対策

玄海原子力発電所からUPZ（原発から30km）圏内に松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市が入ることから、原子力災害対策指針を踏まえた防災対策を講じている。

- (1) 原子力災害時の避難にあたっては、離島から避難のための岸壁整備、陸路避難のための道路整備が求められるが、原子力災害のリスク評価がないため、新たな支援制度が必要となる。
- (2) UPZ圏内の医療・社会福祉施設に加え、複合災害で孤立する恐れがある地域において、一時退避ができる放射線防護施設の要望もあり、事業継続が求められる。
- (3) UPZ圏内に含まれる自治体の防災対策に関し、不測の事態により自治体が確保した輸送能力で対応できない場合、自衛隊・海保等の実動組織の支援が求められる。避難計画に実動組織の支援内容を明記するため、国の協力が必要となる。
- (4) 玄海原子力発電所3・4号機が再稼働されたが、安全対策について地域住民は未だ不安を感じている。
- (5) 水産物輸出にあたっては、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付を求められている。  
長崎魚市㈱から鮮魚を中国に輸出する際に、県・長崎魚市において毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなどの負担が生じている。

#### 2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の寄港地である佐世保市では、毎年度、原子力艦防災訓練を実施しているが、原子力艦を所有する米軍は防災訓練に参加していない。
- (2) 原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保港内にモニタリングポストを7箇所設置しているが、佐世保港入口側にはモニタリングポストが設置されていない。



### 【提案・要望実現の効果】

#### 1 原子力発電施設の災害対策

原子力発電所の安全対策のため、最新の科学的知見に基づく規制基準の見直し、避難対策の充実のため、陸路避難に向けた道路整備、海路避難における船舶の確保及び岸壁等施設整備、スクリーニング場所の確保、放射線防護施設への支援、避難困難者の避難手段の確保、避難先での生活環境確保等の課題がある。

UPZ圏内の関係4市からは、これら安全対策、防災対策を充実するためには国の支援が必要との要望が出され、これを受けて県及び4市から内閣府に対して申し入れを行っている (H30年11月20日)。

本県からの要望及び申し入れを実現することで、避難時間の短縮が図られ、地域住民の安全・安心につながる。

#### 2 原子力艦の災害対策

佐世保市が実施している原子力艦防災訓練に原子力艦を所有する米軍が参加することで訓練が実効性あるものとなる。

原子力艦が寄港するにあたり、佐世保港入口の西海市寄船地区及び横瀬地区にモニタリングポストを設置することにより、緊急時に素早く対応することができる。

## 23 地方一般財源総額の確保について

【総務省】

### 【提案・要望】

地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災事業などの地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、より一層の地方税財源の充実強化を図ること

#### 1 一般財源総額の確保、地方交付税の充実強化

- (1) 安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費の増加を、包括算定経費などの行政経費を単純に圧縮して対応するのではなく、適切に財政需要を積み上げること
- (3) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

#### 2 合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定

合併市町に対する地方交付税の算定について、平成26年度以降5年程度で見直しが行われたが、具体的な制度設計を行うにあたっては、見直し年度以降3年間かけて段階的に算定に反映されることから、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態をよりの確に反映した算定方法とすること

#### 3 地方税の維持強化

地方分権改革を進め、更なる地方税の充実においては、財政力格差を縮小し、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を図ること

- (1) 電気・ガス供給業などに適用されている収入金額による外形標準課税制度の見直しの検討にあたっては、行政サービスの受益に応じた負担の観点を踏まえ、その制度の維持も含め、地方財政及び個々の地方公共団体の税収に影響を与えないよう十分配慮すること
- (2) ゴルフ場利用税を堅持すること
- (3) 償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、減収分について確実な財源措置を講じるとともに、新たな特例措置等の創設は行わないこと

## 【本県の現状・課題等】

### <一般財源総額の確保、地方交付税の充実強化>

1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、地方の一般財源総額については、令和3年度まで、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。地方が地方創生や人口減少対策等に取り組み、安定的な財政運営を行うためには、引き続き一般財源総額を確保する必要がある。

また、臨時財政対策債の発行額は、近年抑制傾向にあるものの、依然として多額の地方財源不足が生じていることから、法定率の引き上げが必要である。

近年、地方交付税の基準財政需要額の算定において、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費が増加する一方、その他の行政経費は圧縮されており、特に包括算定経費は大幅に減少している。

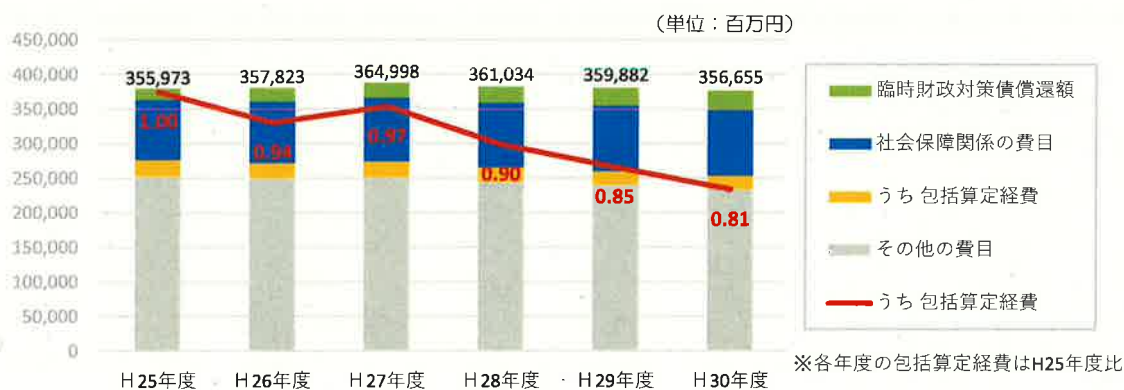
包括算定経費は、海外との交流人口の拡大や情報化の推進において重要な財政需要であり、本県のように財政力の弱い団体においては、包括算定経費の減少額が留保財源の増加額以上になっていることから、その経費を圧縮することなく、地域の実情に応じた配慮が必要である。

### <長崎県の基準財政需要額の推移>

(単位：百万円)

区 分	H25年度	H30年度	H30-H25
基準財政需要額	355,973	356,655	682
その他の費目	252,593	233,605	△ 18,988
うち 包括算定経費	23,816	19,325	△ 4,491
社会保障関係の費目	86,743	95,451	8,708
臨時財政対策債償還額	16,637	27,599	10,962

※社会保障関係の費目は、社会福祉費、衛生費及び高齢者保健福祉費の合計





<合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定>

2 合併算定替の縮減が当初どおりに行われた場合には、合併市町の喫緊の重要課題である集落維持・振興等ができなくなるのではないかと危惧されていた。このような中、国において、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとなり、全国の合併市町に対する最終的な措置額は6,700億円程度となり、全国の合併算定替の影響額9,500億円程度の約7割が措置されることとなった。

現在、6割程度の措置が実現されているが、引き続き、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態を的確に反映した措置がなされる必要がある。

◆交付税算定の見直し(H26年度以降5年程度で見直し)

見直し年度	費目	見直し内容	合併団体への最終的な措置額(全国)
H26	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・標準団体の経費を見直し・人口密度による補正を充実 ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算	1,100億円程度
	清掃費	・標準団体の経費を見直し・人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・離島、属島の増高経費を反映(消防、清掃分)	
H28	保健衛生費、社会福祉費 高齢者保健福祉費	・標準団体の経費を見直し ・旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を加算	1,200億円程度
	その他の教育費、徴税費	・標準団体の経費を見直し・人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・離島、属島の増高経費を反映(保健福祉等分)	
H29	地域振興費	・支所に要する経費を増額	500億円程度
	その他の教育費	・人口密度による補正の新設	
	都市計画費、その他の土木費 農業行政費	・標準団体の経費を見直し	
H30	その他の教育費(220億円程度)	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を充実 ※図書館及び社会体育施設	500億円程度
	保健衛生費(60億円程度)	・旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を増額	
	商工行政費(30億円程度) 地域振興費(40億円程度) 包括算定経費(150億円程度)	・標準団体の経費を見直し	
合 計			6,700億円程度(A)

合併団体の交付税影響額(全国) 9,500億円程度(B) (A) / (B) = 約7割

### <地方税の維持強化>

- 3 特に税源の偏在性が高い地方法人課税については、平成31年度税制改正において新たな是正措置が講じられたものの、更なる地方税の充実においては、地方税の充実そのものが財政力格差の拡大の要因にならないよう、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する必要がある。

2020年の小売全面自由化による法的分離を控え、電気供給業及びガス供給業における収入金額による外形標準課税制度の廃止が検討される中、大規模発電施設の立地都道府県に大きな影響が及ぶことが考えられることから、現行制度を継続することが必要である。

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道の整備・維持管理のほか、水質調査や廃棄物処理等のゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な財源となっている。ゴルフ場所在地をはじめとする市町からも同様の要望がなされている。

固定資産税は、固定資産の所有と行政サービスとの受益関係に着目して、所有者に課税される市町の貴重な自主財源であり、県内市町からも同様の要望がなされている。

### 【提案・要望実現の効果】

- 1 安定的な財政運営に必要となる地方一般財源を確保することにより、地域の実情に応じて喫緊の課題である地方創生や人口減少対策等の一層の推進を図ることができる。

また、地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能は、地方全体としての必要額が確保されることによって発揮されるものであり、その原資を法定率の引き上げ等により確保することで、地方交付税の安定性を高めて持続可能な制度とすることができる。

- 2 国においては、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われた。今後においても、引き続き、合併市町の実態を的確に反映した算定が行われることにより、合併市町の周辺旧市町村の集落維持・振興等が図られることとなる。

- 3 収入金額による外形標準課税が維持されることで、法人事業税の税収が安定する。

ゴルフ場利用税が堅持されれば、県はもとより税収の約70%を交付金として交付される県内市町も含めた地方財政の安定に資する。

県内市町の税収に占める償却資産課税の割合は約7%で市町の貴重な自主財源となっており、現行制度を堅持することで市町財政の安定に資する。

## 24 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

### 【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
  - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
  - (2) 経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の拡充を図ること
- 2 令和2年度までに年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化が実現されるが、保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金の更なる拡充を図ること
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材育成や地元定着の促進などの取組に対する特別交付税の措置上限額を拡大するとともに、公立大学の運営費に係る普通交付税の拡充を図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充>

- ・本県では、高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与している。
- ・本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であるとともに、少子化の進行が早く、健全な経営の下で教育環境を維持するためには、十分な経済的支援が必要。

経常収支差額比率 (H29) : 全国 1%、本県 -5%

※学校法人(大学設置法人除く)の経常収支差額/経常収入

0~14歳人口 (R12(2030)/H27(2015)) : 全国 82.9、本県 77.8

※H27(2015年)を100とした時のR12(2030年)の推計人口における指数

#### <保護者負担の公私間格差是正>

- ・本県の私立高等学校における、平成30年度の授業料平均額は360,267円であるが、実質無償化後においても年収590万円以上の世帯については、依然として保護者負担が大きい。

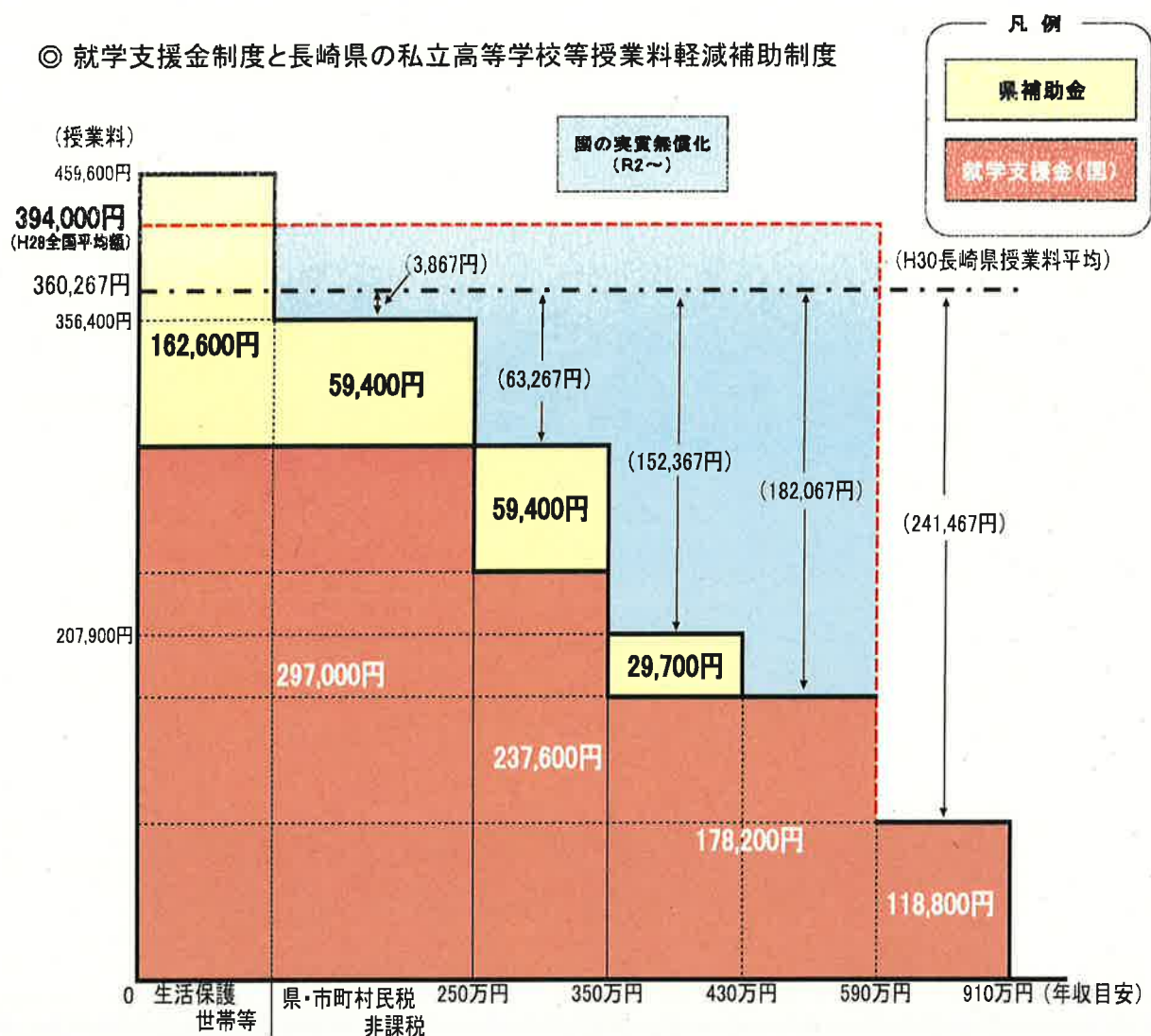
#### <公立大学に対する財政支援の拡充>

- ・長崎県立大学においては、平成28年4月に学部学科再編を行い、長期インターンシップや地域の産業を支える人材育成など地方創生に寄与する取組に力を注いでいるが、その必要経費が特別交付税の措置上限額を上回っている。  
また、高等教育機会の提供、学術研究の振興、地域貢献など地域における知の拠点としてますます大きな役割を求められている。

#### (本県の取組)

- ・国の私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。
- ・年収430万円未満の世帯については、高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成している。
- ・本県においては人口減少に歯止めをかけ、地方創生の取組を進めることが重要課題となっており、長崎県立大学においても、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進している。

◎ 就学支援金制度と長崎県の私立高等学校等授業料軽減補助制度



【提案・要望実現の効果】

(経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充)

- ・私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教員の資質や数を充実するとともに、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。

(保護者負担の公私間格差是正)

- ・高等学校等就学支援金を更に拡充することで、家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができる。

(公立大学に対する財政支援の拡充)

- ・十分な財政支援が行われることで、県立大学の地方創生に寄与する取組が強化され、若者の地元定着が促進される。

## 25 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

耐震化事業に係る国庫補助の充実を図ること

- (1) 私立学校・幼稚園施設耐震化事業（補強・改築）については、学校法人の耐震化計画に支障が出ないように、必要とされる事業費を確保すること
- (2) 私立学校・幼稚園施設耐震化事業の補助率については、公立学校より低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること

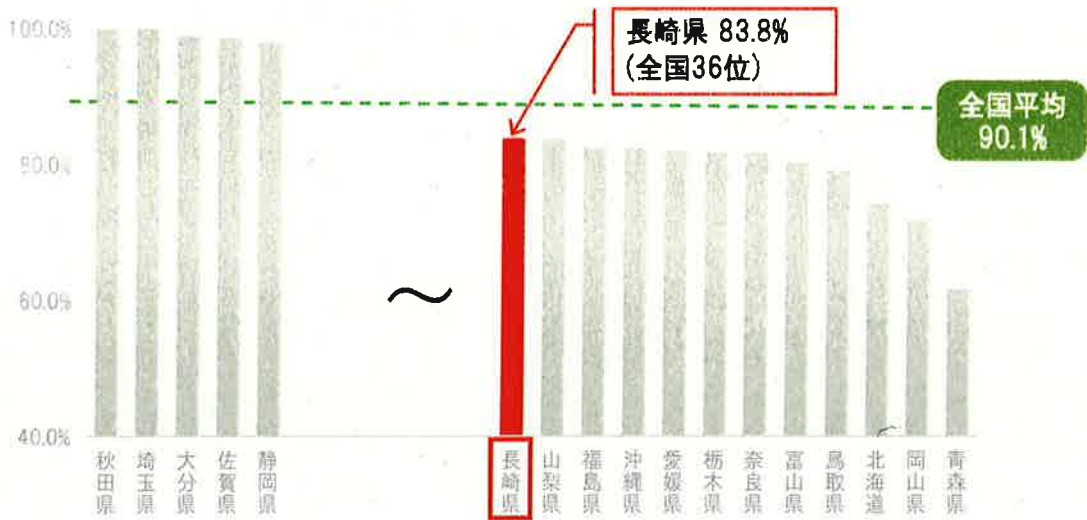
### 【本県の現状・課題等】

- ・本県の私立学校及び私立幼稚園の耐震化率は、全国平均を大きく下回っており、災害時における幼児、児童、生徒の安全確保が喫緊の課題となっている。
- ・また、新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された学校施設が多く、耐震化を早期に進める必要があるが、財源確保が最大の課題となっている。
- ・幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境づくりは、公立、私立の区別なく進める必要があるが、私立学校・幼稚園施設の耐震化事業に対する国庫補助率は、公立学校より低く設定されている。

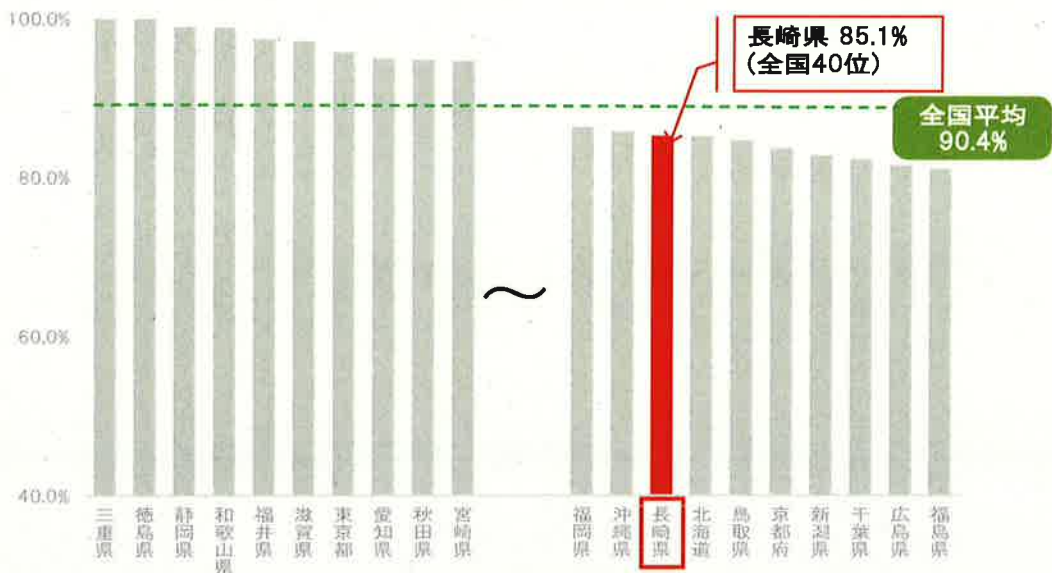
（本県の取組）

- ・本県では、平成21年度から国の補助に県単独の上乗せ補助を行っており、更に平成28年度からは緊急防災・減災事業債を活用し、指定避難所とされている学校施設については、県単独の補助率を1/6から1/3まで引き上げている。

全国の耐震化の状況(小・中・高等学校) H30.4.1現在



全国の耐震化の状況(幼・幼保) H30.4.1現在



◎昭和56年以前  
建築棟数の全棟数に占める割合

全国	長崎県	本県順位
33.7%	43.8%	3位

◎公私立の国庫補助率

		公立	私立
耐震改修工事	Is値0.3未満	2/3	1/2
	Is値0.3以上0.7未満	1/2	1/3
耐震改築工事(Is値0.3未満)		1/3、1/2	1/3

**【提案・要望実現の効果】**

(耐震化に係る予算の十分な確保)

- ・補助要件を満たす事業について、必要な予算を確保することで早期かつ計画的な耐震化に取り組むことができる。

(耐震化事業の国庫補助率)

- ・設置者負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境が確保される。

## 26 原爆被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

### 【提案・要望】

- 1 被爆者に対する保健医療福祉の充実
  - (1) より被爆者救済の立場に立って原爆症の認定を行うこと
  - (2) 特定健診の健診項目を追加するなど健康診断内容等の充実を図ること
  - (3) 介護保険利用に伴う援護対策の改善を図ること
  - (4) 被爆者関係施設の施設・設備整備に助成措置を講じること
  - (5) 被爆者医療及び介護保険の地方財政負担の改善措置を講じること
  - (6) 在外被爆者の援護について、居住国等における実情を踏まえ、より利用しやすい制度となるための措置を講じること
- 2 被爆実態に関する調査研究の促進
  - (1) 原爆被爆による被災調査の促進を図ること
  - (2) 原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
  - (3) 被爆二世に係る健康状況の実態調査を国において実施すること
- 3 原爆死没者に対する弔意事業等を充実強化すること
- 4 被爆体験者及び被爆二世に対する援護等の促進
  - (1) 被爆体験者支援のための更なる手続き簡素化や対象合併症の拡大及び対象外となっている県外居住者や原爆投下時胎児であった者の精神的影響の検証を行うこと
  - (2) 被爆二世の健康診断について、がん検診の拡充などより一層の充実を図ること
- 5 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)の医療国際協力事業への助成措置を講じること

### 【本県の現状・課題等】

被爆者及び被爆体験者の平均年齢は80歳を超えており、日常生活に支援を必要とする方が年々増加している状況で、被爆者等の実態に即した援護対策の充実・強化が急務となっている。

原爆症認定については、平成25年度の新基準導入後も、全国的に訴訟が続いており、行政認定と司法判断の乖離が解消されていない状況である。

被爆体験者及び被爆二世について、現時点では放射線影響に関する科学的知見が得られていないため、被爆者援護法に基づく援護の対象となっていない。

被爆者健康手帳所持者には介護保険サービス利用時の自己負担分に対する助成制度があるが、対象とならないサービスがあることや、また、被爆体験者支援事業においては、県外在住者や原爆投下時胎児であった者が事業の対象となっていないことなど、制度上の不均衡が生じている。

【被爆者数、被爆体験者数と平均年齢】

被爆者数及び平均年齢（平成30年度末現在）				
区分	被爆者		被爆体験者	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢
長崎県（長崎市を除く）	10,620人	83.18歳	1,219人	81.1歳
長崎市	27,405人	82.35歳	4,713人	81.2歳
県全体	38,025人	82.58歳	5,932人	81.2歳

【原爆症の認定について】

被爆者の高齢化の現状に鑑み、法律の趣旨やこれまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立って原爆症を認定するとともに、引き続き必要な見直しを行っていただきたい。

【介護保険等利用に伴う援護対策の現状】

○助成対象外サービス

- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与 など

→ 全ての介護保険サービスを助成の対象とする

○所得制限がある介護保険サービス等

- ・訪問介護
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの一部

※ 所得制限・・・所得税の納税が発生する場合、自己負担に対する助成がない。

→ 所得制限を撤廃する

【長崎被爆体験者支援事業（国からの委託）】

第二種健康診断受診者証所持者のうち被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患に要医療性があると判断された者に「被爆体験者精神医療受給者証」を交付し、精神疾患及びこれに起因する合併症の治療等に係る医療費を支給。

高齢化により、煩雑な更新手続きが難しくなっている。

H30.4～ 更新期間が1年から3年に延長

→ 更なる手続きの簡素化が必要

多くの疾患に苦しんでいる。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (最近追加された合併症)     | (対象外の主な疾患) |
| ・認知症 (H28.4)     | ・がん ・肺炎    |
| ・脳血管障害 (H29.4)   | ・貧血 ・関節症   |
| ・糖尿病の合併症 (H30.4) |            |
| ・脂質異常症 (H31.4)   |            |

対象者：長崎県内居住者 ○

長崎県外居住者 ×

原爆投下時胎児であった者 ×

→ 県外居住者・原爆投下時胎児であった者の精神影響調査を実施、その検証結果に基づく対象者の明確化が必要

【在外被爆者の現状】

国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、高齢化も重なって、煩雑な申請手続きを行うことが困難となっているため、申請手続きの簡素化等が必要。

平成29年度末現在

県交付の被爆者健康手帳所持者	108人
在韓被爆者（本県の医療費支給対象）	2,241人

在外被爆者数（全国）3,123人

【長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）による国際貢献】

（平成30年度末現在）

主な事業	受入人数（累計）
韓国医師等研修	226人
チェルノブイリ等関連国医師研修	160人

【提案・要望実現の効果】

援護対策を充実することによって、高齢化した被爆者及び被爆体験者の健康保持が図られ、より多くの人々を救済することができる。

調査を行うことによって、より被爆の実態に沿った援護施策を推進することができる。また、被爆による遺伝的影響等の調査を行うことによって、健康不安を感じている二世への援護の充実が図られる。

今後も弔意事業及び被爆の実相の啓発活動を行うことにより、後世に原爆の悲惨さと平和の大切さを伝え、世界の恒久平和の実現に寄与できる。

ナシムに対して国から助成を行うことにより、本県が有する被曝（爆）者医療実績と成果を活かし、国際協力を一層推進することができる。